

一般社団法人 Farmstay しのの 定款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 Farmstay しののと称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を長野県上水内郡信濃町富濃4152番地1に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、信濃町を活性化することを目的とし、その目的に資するため次の事業を行う。

- (1)都市と農山村の地域間交流を促進するための活動
- (2)農家民泊等による来訪者の増加を図る活動
- (3)郷土料理作り、農林漁業作業プログラム、地域の文化・歴史資産活用プログラム、地域の健康増進プログラム等の体験による来訪者の増加を図る活動
- (4)農家民泊施設・体験施設等の拡充
- (5)農産物の加工及び販売
- (6)特産品等の研究開発及び販売
- (7)旅行業法に基づく旅行業
- (8)観光、農業その他の産業の振興に関する活動
- (9)その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 当法人の社員は、次の2種とし、正社員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正 社 員：当法人の目的に賛同し入社した個人又は団体
- (2)賛助社員：当法人の事業を理解し、その事業に参画するために入社した個人又は団体

(入 社)

第 6 条 当法人の正社員又は賛助社員となろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第 7 条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 正社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 賛助社員は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。
- 4 譲渡又は相続により、その地位を承継した者は、前各項の規定にかかわらず入会金及び当該年度の会費は、納入しなくともよいものとする。

(退 社)

第 8 条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をする。

(除 名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) 当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(社員の資格喪失)

第10条 社員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上継続して会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正社員の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、正社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。この名簿をもって、一般法人法上の社員名簿とする。

(拠出金の不返還)

第12条 社員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金は返還しない。

第3章 社員総会

(構 成)

第13条 社員総会は正社員をもって構成する。なお、賛助社員は社員総会を傍聴することができる。

(権 限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

- (5)定款の変更
- (6)解散及び残余財産の処分
- (7)その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開 催)

第15条 当法人の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招 集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは理事会の決議により理事が招集する。
- 3 総正社員の5分の1以上の議決権を有する正社員の総意をもって、会長に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は会長がこれに当たる。会長に事故があるときは当該社員総会で議長を選出する。

(議決権)

第18条 正社員は拠出した入会金1口につき1個の議決権を有する。

(決 議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正社員の議決権の過半数を有する正社員が出席し、出席した当該正社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1)社員の除名
- (2)監事の解任
- (3)定款の変更
- (4)解散及び残余財産の処分
- (5)正社員以外の者からの理事及び監事の選任
- (6)その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面等による議決権行使)

第20条 社員総会に出席できない正社員は、あらかじめ通知された事項について議決権行使書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。この場合出席したものとみなし、この議決権の数は、前条の出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した1名以上の理事は、前項の議事録に署名又は記名押印して、それを10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上8名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、当法人に対して20口以上の入会金を拠出した正社員(法人又は団体の場合にあつては、その代表者又は代表者が指名する者)の中から社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事及び監事の補欠として、または増員により選任された理事の任期は、前任者または他の在任理事及び在任監事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は第22条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正社員の半数以上であつて、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める

報酬などの支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその役員の債務を保証することその他その役員以外の者との間における当法人とその役員との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除)

第30条 当法人は、一般法人法第111条第1項の理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合は、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 顧問及び参与等

(顧問及び参与等)

第31条 当法人には、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、一般法人法上の役員ではなく当法人に対して何らの権限を有しないが、会長の諮問に答え、会長に対し参考意見を述べることができる。

3 顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。

4 顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) 社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

(5) 規程の制定、変更及び廃止

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に任せることができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な組織の使用人の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他
当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第30条の責任の免除

(招 集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該理事会で議長を選出する。

(決 議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第24条第3項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印し、これを10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第40条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規程で定める。

第7章 基金

(基金の抛出)

第41条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の抛出を求めることができる。

(基金の取扱)

第42条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、理事会が別に定める基金取扱規程による。

(基金の抛出者の権利)

第43条 抛出された基金は、第42条の基金取扱規程で定める日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第44条 基金の抛出者に対する返還は、返還する総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 計 算

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第47条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

(剰余金の不分配)

第48条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会における、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、社員総会における、総正社員の半数以上であって、総正社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算をする時点において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 事務局

(事務局)

第52条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第54条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期す。

第12章 附 則

(最初の事業年度)

第55条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から2020年3月31日までとする。

2 設立初年度の事業計画、予算については、設立時社員が決定する。

(設立時の役員)

第56条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 佐藤 洋一 黒田 健一郎 佐藤 千明 鈴木 常春

設立時代表理事 佐藤 洋一

設立時監事 佐藤 尚登 静谷 正文

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第57条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住 所	長野県上水内郡信濃町大字富濃2014番地
設立時社員	黒田 健一郎
住 所	長野県上水内郡信濃町大字富濃2067番地6号
設立時社員	佐藤 洋一
住 所	長野県上水内郡信濃町大字富濃551番地
設立時社員	佐藤 千明
住 所	長野県上水内郡信濃町大字富濃654番地
設立時社員	佐藤 尚登
住 所	沖縄県石垣市字新川40番地4 福民宿
設立時社員	鈴木 常春
住 所	長野県上水内郡信濃町大字富濃397番地
設立時社員	静谷 正文
住 所	長野県上水内郡信濃町大字富濃4152番地1
設立時社員	農事組合法人信州黒姫高原ファミリーファーム

(法令の準拠)

第58条 本定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。